

## 議案第25号

### 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立二十一世紀の森）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立二十一世紀の森
- 2 指 定 管 理 者 とつとりの森を守り木を活かす会  
代表者 鳥取市叶122番地 西垣ビル3号室  
鳥取県木材協同組合連合会  
代表理事 前 田 八壽彦  
鳥取市湖山町西二丁目413番地  
公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団  
代表理事 嶋 沢 和 幸
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 理 由 二十一世紀の森の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、とつとりの森を守り木を活かす会を指定管理者として指定しようとするものである。